

消 防 救 第 36 号
平成 28 年 4 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

口頭指導に関する実施基準の一部改正について

消防機関が行う口頭指導については、「口頭指導に関する実施基準」（平成 11 年 7 月 6 日付け消防救第 176 号消防庁次長通知）により、各消防本部において、地域の実情に応じた口頭指導に関する実施要綱等を作成の上、実施されているところではあります。

今般、「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会（救急蘇生ワーキンググループ）」において、「JRC 蘇生ガイドライン 2015」で示された内容を基に検討を行い報告書が取りまとめられました。

当該報告書を踏まえ、別紙のとおり口頭指導に関する実施基準の一部を改正しましたので、速やかに移行できるよう、貴都道府県下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

口頭指導に関する実施基準

〔平成 11 年 7 月 6 日 消防救第 176 号
都道府県知事あて 消防庁次長〕〔改正経過〕 平成 25 年 5 月 9 日 消防救第 42 号
平成 28 年 4 月 25 日 消防救第 36 号

1 目的

この実施基準は、消防機関が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

2 定義

この実施基準において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

口頭指導 救急要請受信時に、消防機関が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

口頭指導員 119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員。

応急手当実施者 口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）。

3 口頭指導の指導項目

消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、プロトコルは地域メディカルコントロール協議会の確認を得ておくものとする。また、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当

4 口頭指導の実施要領

(1) 口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は中止する。

(2) 各口頭指導に繋げるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

(3) 口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月 30 日付け消防救第 41 号)に基づく応急手当指導員

また、口頭指導員が 119 番の通報内容から心停止を的確に識別し、又は CPR 指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格(救急救命士資格、救急隊員資格)、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましい。

(4) 口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

ただし、口頭指導員のうち、上記(3)のア又はイの要件を満たす者は、症状の改善が期待できると判断した場合は、各項目のプロトコルの項目以外の中毒等の処置についても口頭指導を実施できるものとする。

(5) その他

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って、速やかに指導を行うものとする。

イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出場中の救急隊に対してその内容について適切な方法により伝達するものとする。

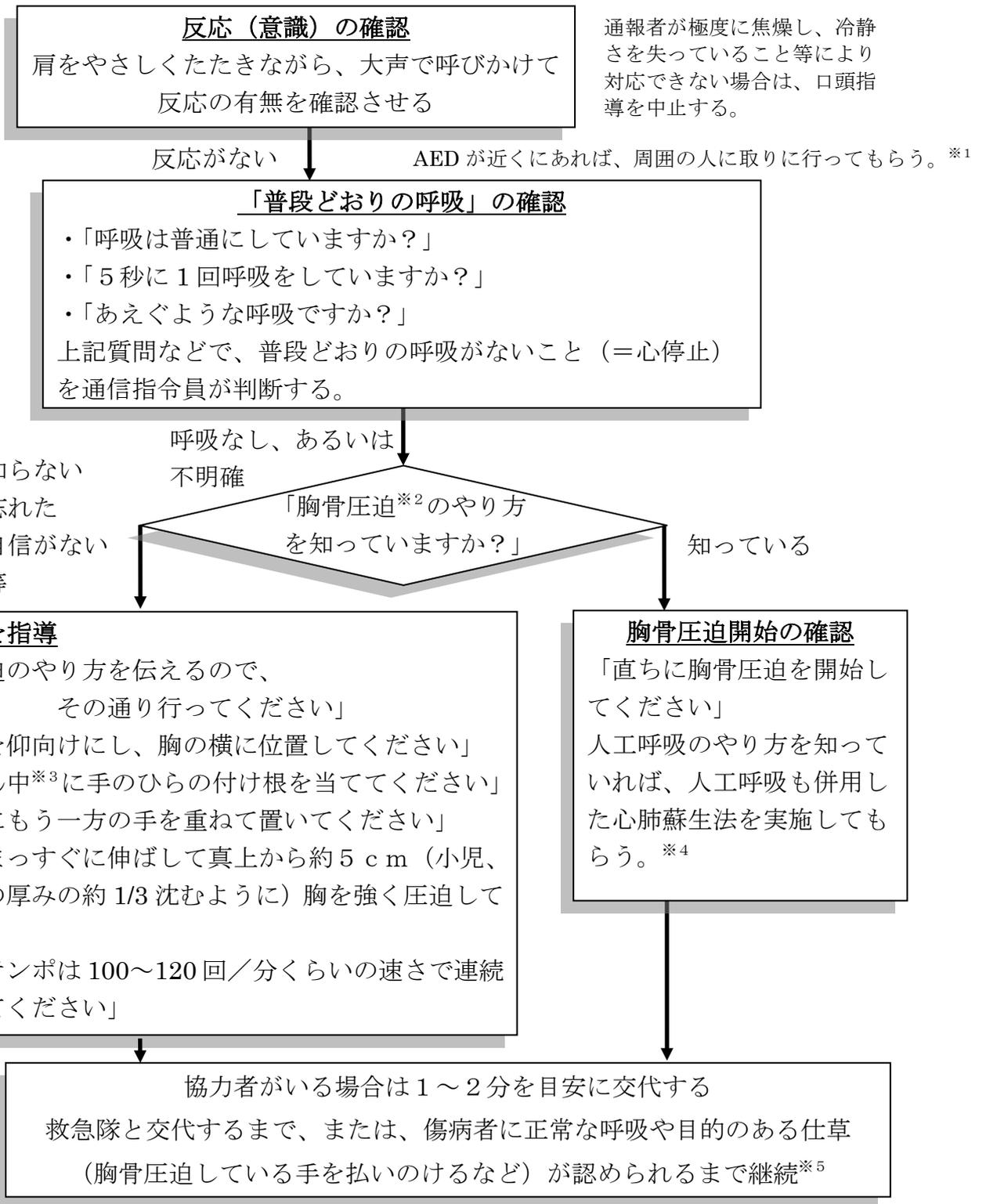
5 口頭指導に係わる記録

口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。

6 口頭指導に関わる事後検証等

通信指令業務のうち救急に係る内容については、地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとする。また、口頭指導、コールトリアージ(通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。)及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。

心肺蘇生法（全年齢対象）



※1 AED が現場に届けば直ちに使用させる

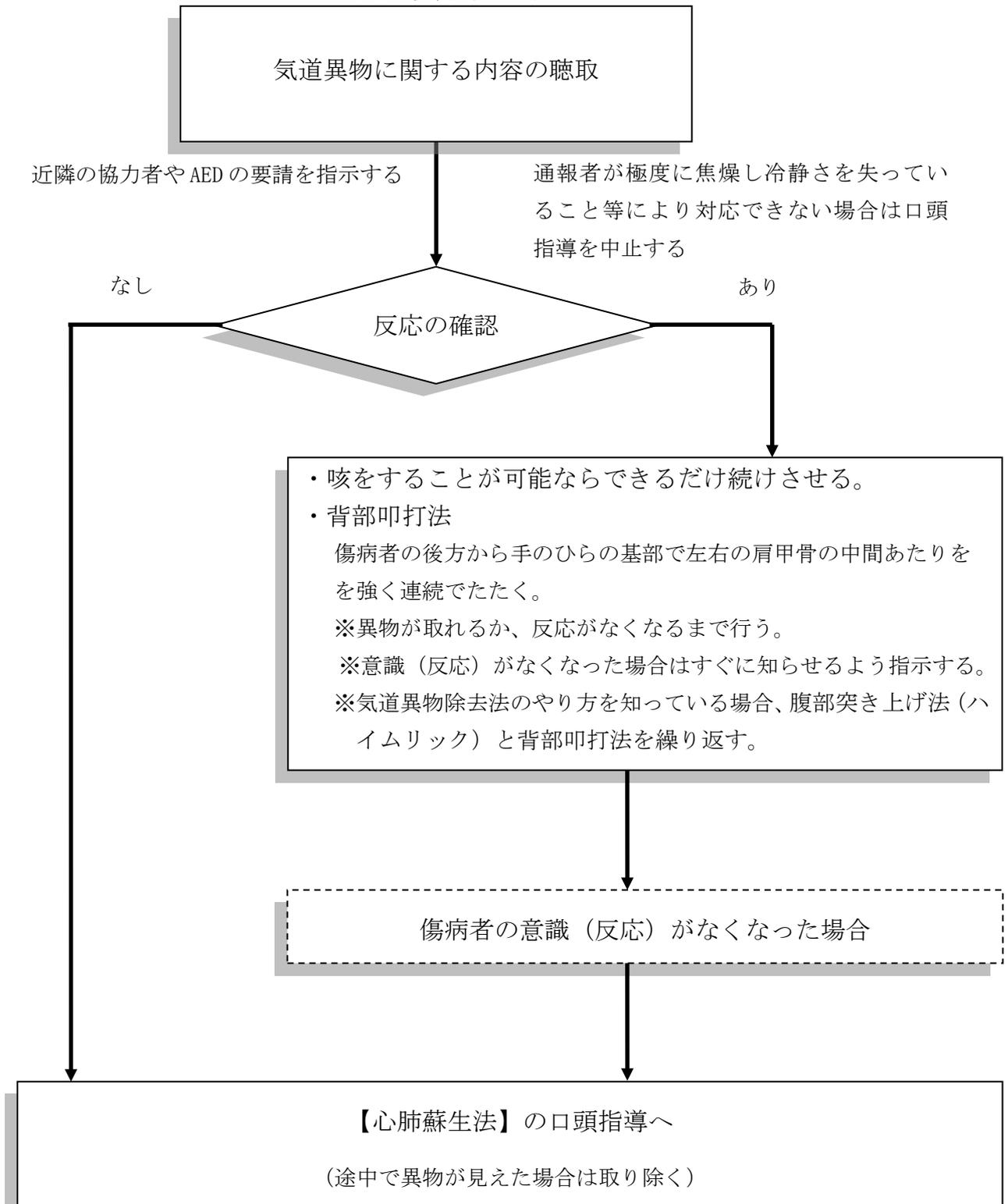
※2 心肺蘇生の「胸骨圧迫」という文言が普及しきれていないため、「心臓マッサージ」を用いてもよい

※3 胸骨圧迫部位の指導で「胸の真ん中」で部位が伝わらない場合、「乳頭を結ぶ線の真ん中」、「胸骨の下半分」などを用いてもよい

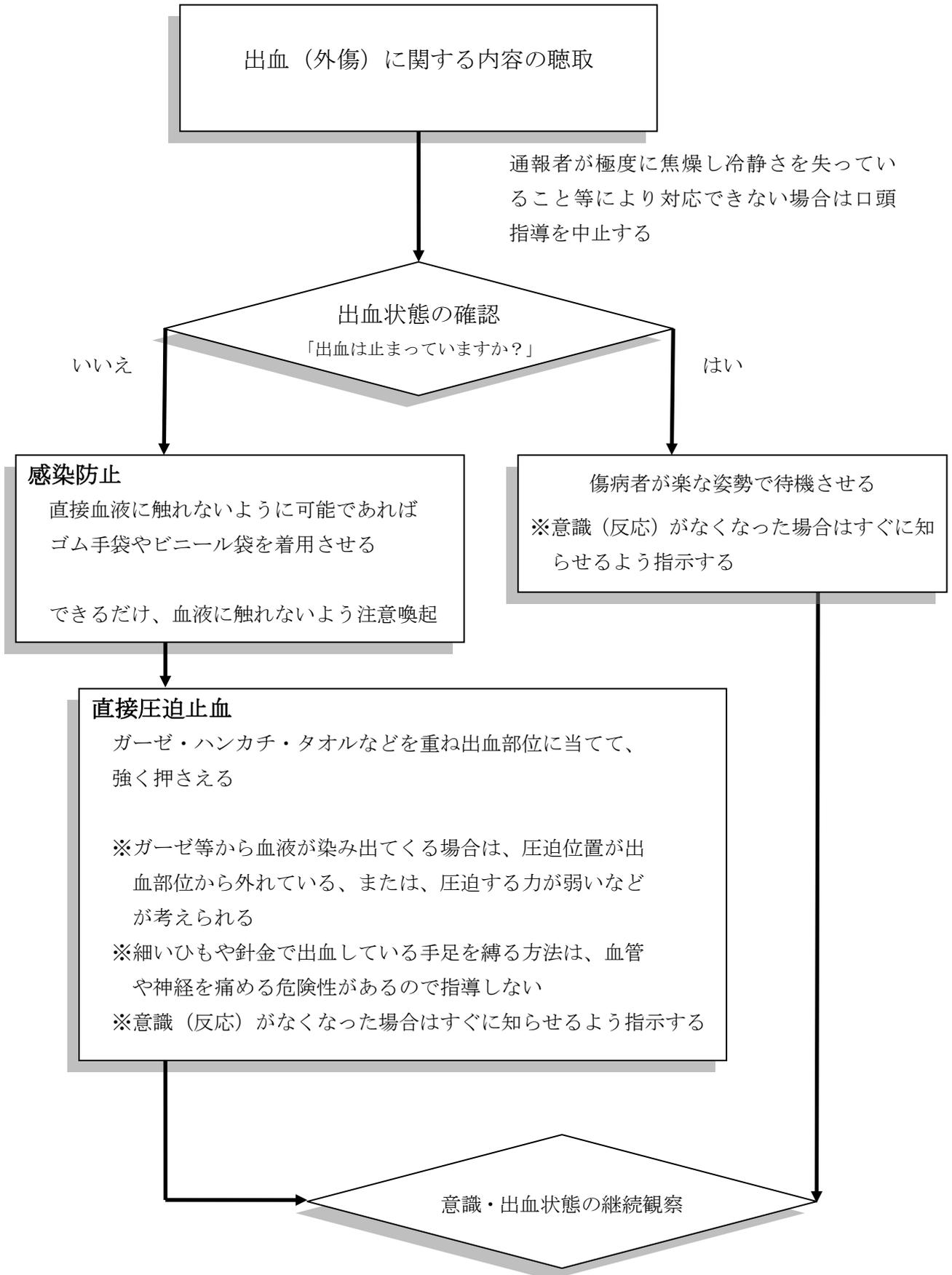
※4 口頭指導で人工呼吸のやり方は、指導しない

※5 効果がみえなくても継続するよう指導する

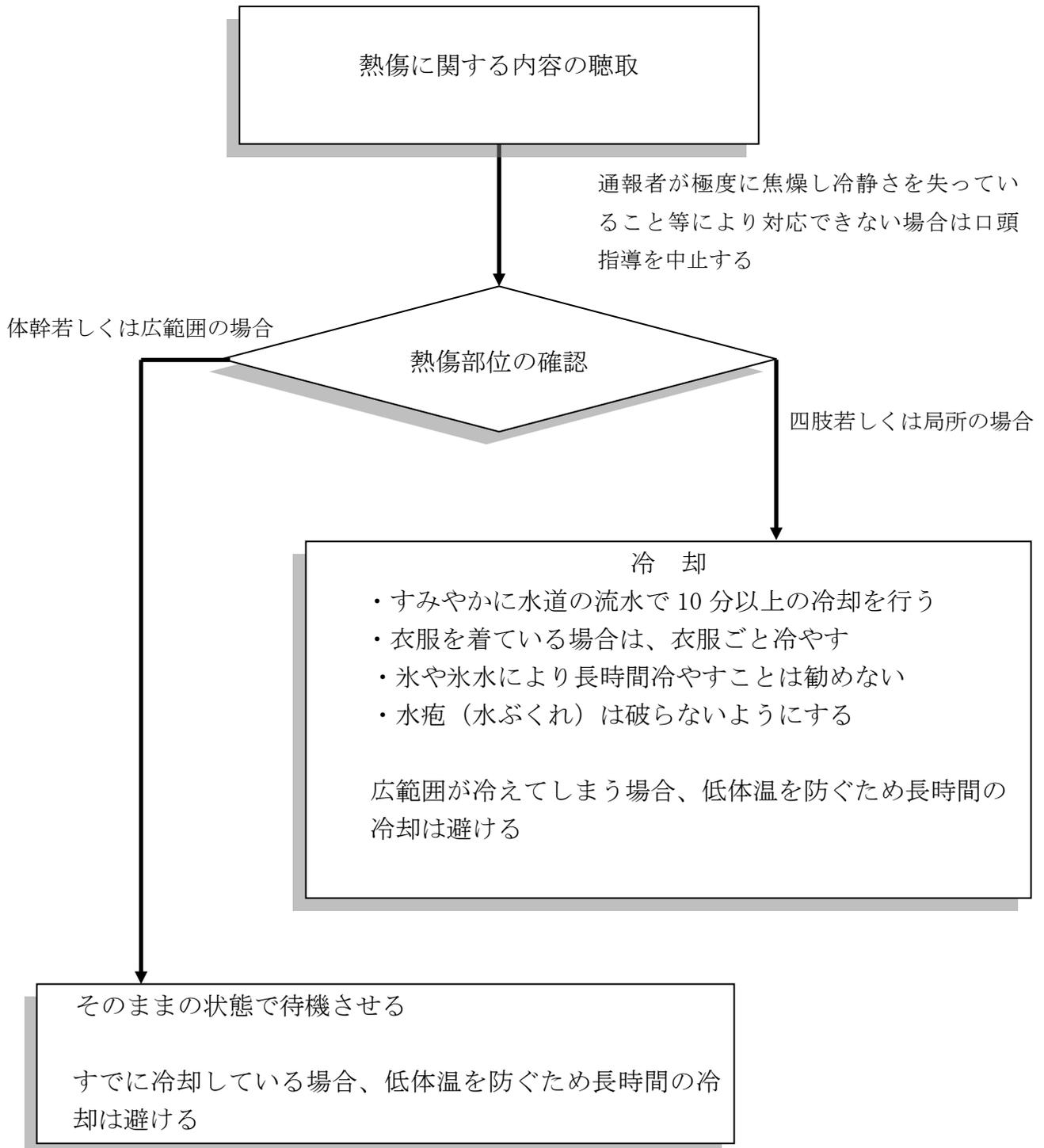
気道異物除去法



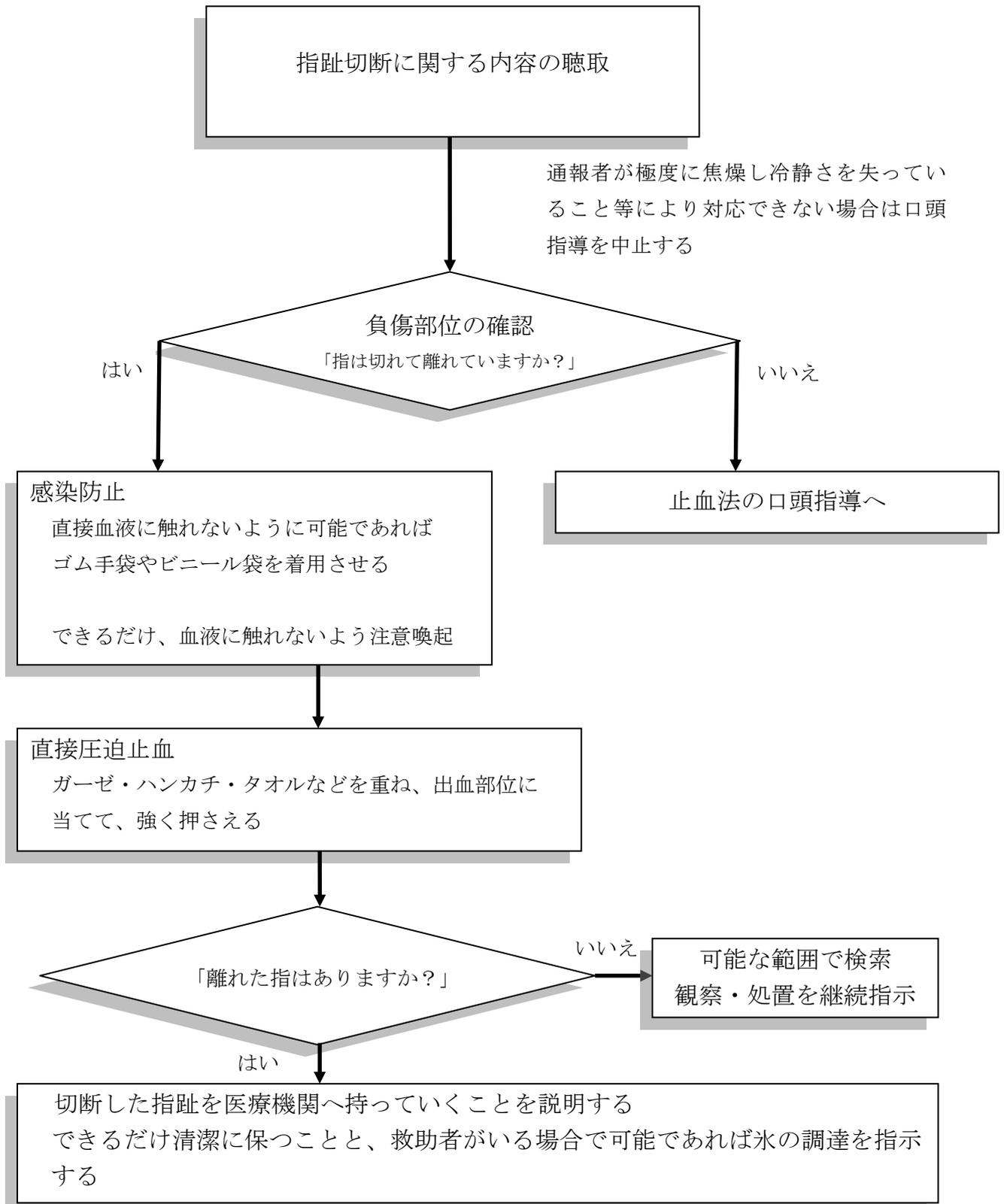
止血法



熱傷手当



指趾切断手当



119番通報からの導入要領（心停止等の識別）

参考2

質問の目的	質問番号	質問内容	応答選択肢	プロトコル（移動先）	留意事項
導入	1	火事ですか、救急ですか？			
			a 救急	(→質問2)	
			b 火事、その他	(→対象外)	
出動先確認	2	(救急車が出動する先の住所の確認)		(→質問3)	
概況の把握	3	どなたが、どうしましたか？			通報者自らが提供する傷病者情報の表現に傾聴
			a <キーワード> 普段どおりの呼吸なし・水没・首をつっている	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	PA連携や医師要請等も考慮
			b (キーワードなしで) 目の前で人が倒れた(目撃) 人が倒れている けいれんしている 具合が悪そう 様子がおかしい	(→質問4)	成人が通報者の目の前で突然倒れた場合は特に心停止の可能性が高い 「けいれんしている」→けいれんが治まった後、呼吸の確認を指示する けいれん(てんかん)の既往の有無も可能であれば確認する 具合が悪そう、様子がおかしいなど不明確・不定愁訴な通報内容には心停止が潜んでいるので、可能な限り、より積極的に意識(反応)と呼吸の状態を確認させる
			c (キーワードなしで) 喉にものをつめた(窒息)	出動指令＋気道異物除去の口頭指導	
			d (キーワードなしで) 反応(意識)があることが明らかかな通報	(→質問6)	
反応の確認	4	大きな声で呼びかけて反応はありますか？			
			a はい	(→質問6)	
			b 反応がない	(→質問5)	
			c 不明	(→質問5)	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
呼吸の確認	5	胸や腹部が上下する普段通りの呼吸ですか？			普段通りの呼吸でないと疑われる表現には要注意
			a はい	(→質問6)	
			b 普段どおりの呼吸でない	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	胸骨圧迫のみの指導
			c 不明	(→質問6)	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
年齢性別の確認	6	(ここまで不明な場合) 年齢はいくつぐらいですか 傷病者は男性ですか、女性ですか？		(→質問7)	
詳細な概況の確認	7	救急車はすでに出動していますので、詳しい概況を教えてください		出動指令＋聴取内容に応じた口頭指導	救急隊への情報伝達

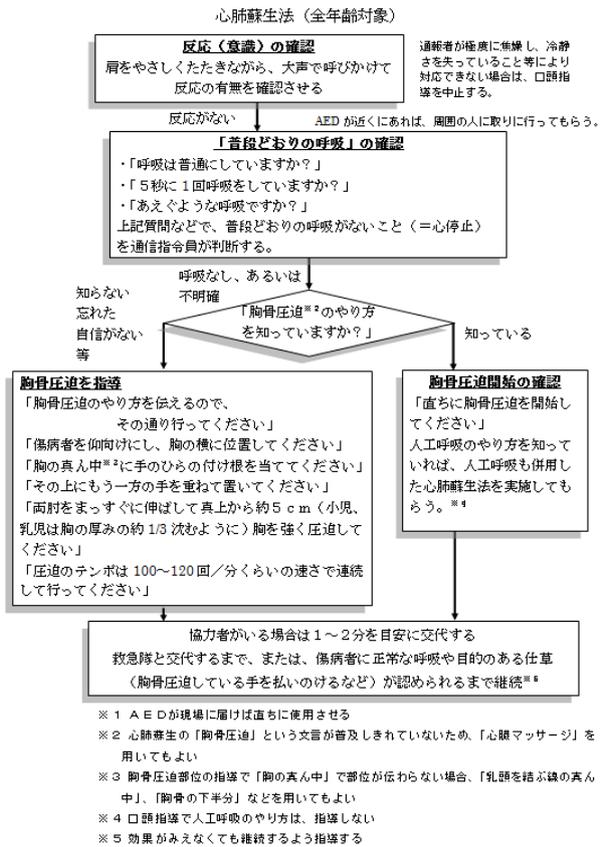
※各質問項目から総合的に判断し、心停止を識別すること。
 ※質問に対し確実な応答でなければ、繰り返し確認させることも考慮する。

「口頭指導に関する実施基準」新旧対照表

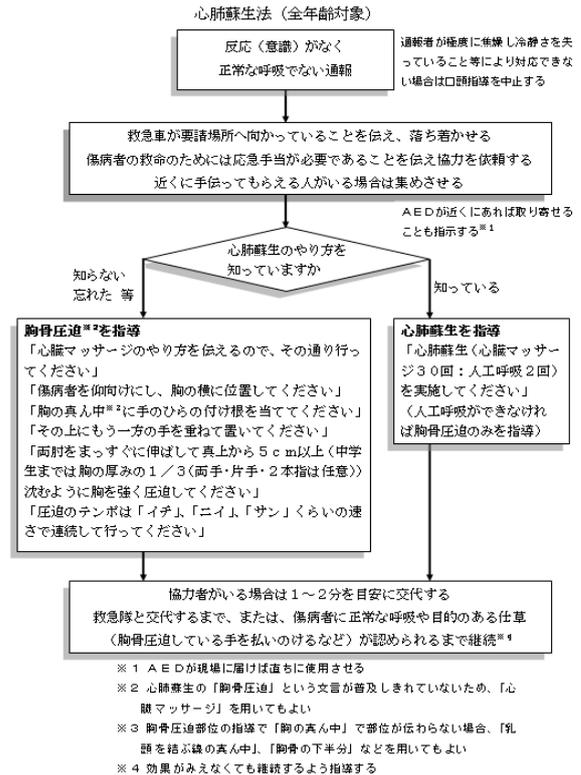
新	旧
<p>口頭指導に関する実施基準</p> <p>平成 11 年 7 月 6 日消防救第 176 号 都道府県知事あて 消防庁次長</p> <p>改正経過 平成 25 年 5 月 9 日 消防救第 4 2 号 平成 28 年 4 月 25 日 消防救第 3 6 号</p>	<p>口頭指導に関する実施基準</p> <p>平成 11 年 7 月 6 日消防救第 176 号 都道府県知事あて 消防庁次長</p> <p>改正経過 平成 25 年 5 月 9 日 消防救第 4 2 号</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 口頭指導の指導項目</p> <p>消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、<u>プロトコルは地域メディカルコントロール協議会の確認を得ておくものとする。また、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。</u></p> <p>(1) 心肺蘇生法 (2) 気道異物除去法 (3) 止血法 (4) 熱傷手当 (5) 指趾切断手当</p> <p>4 (略)</p> <p>5 口頭指導に係わる記録</p> <p>口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。</p> <p>6 <u>口頭指導に関わる事後検証等</u></p> <p><u>通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカ</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 口頭指導の指導項目</p> <p>消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、<u>消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。</u></p> <p>(1) 心肺蘇生法 (2) 気道異物除去法 (3) 止血法 (4) 熱傷手当 (5) 指趾切断手当</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>口頭指導に係わる記録等</u></p> <p>口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。</p> <p><u>また、一層の救命率の向上を図ることを目的に、通信指令業務のうち救急に係る内容について、地域メディカルコントロール協議会において事後検証を行う体制を検討するとともに、口頭指導、コールトリアージ（通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。）及び指令員に対する救急に係る指令員教育に関して、地域メディカルコントロール協議会がサポートしていく体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーCPRの実施率向上に努めること。</u></p>

ルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとする。また、口頭指導、コールトリアージ（通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。）及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。

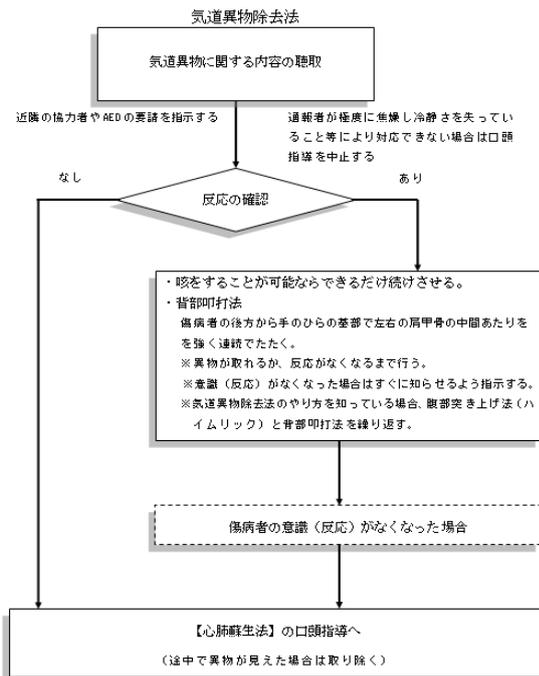
参考 1-1



参考 1-1

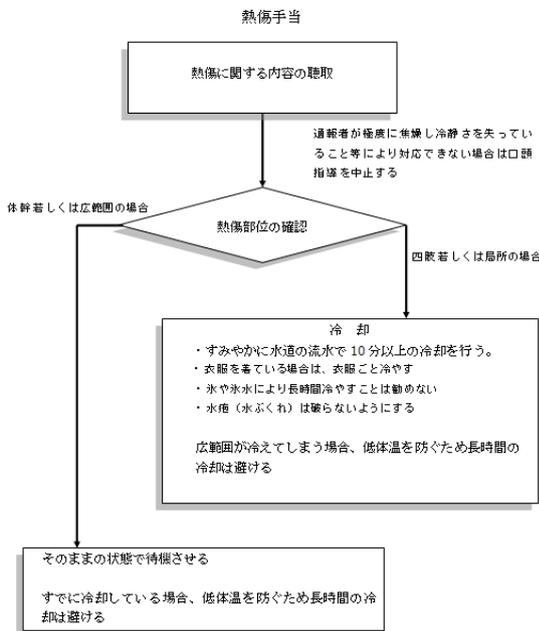


参考 1-2



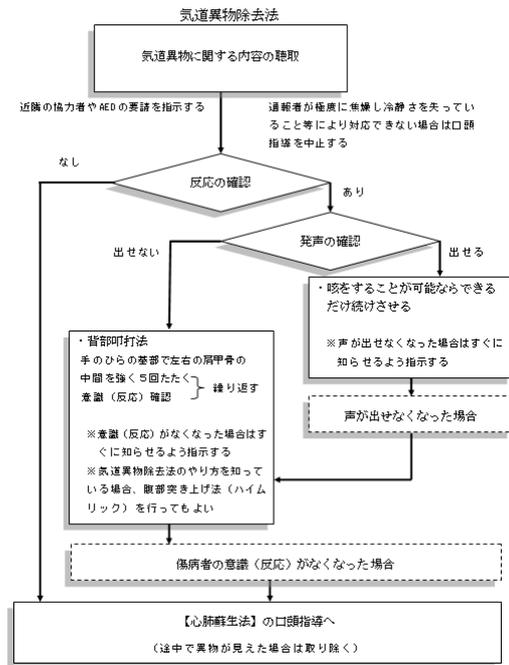
参考 1-3 (略)

参考 1-4



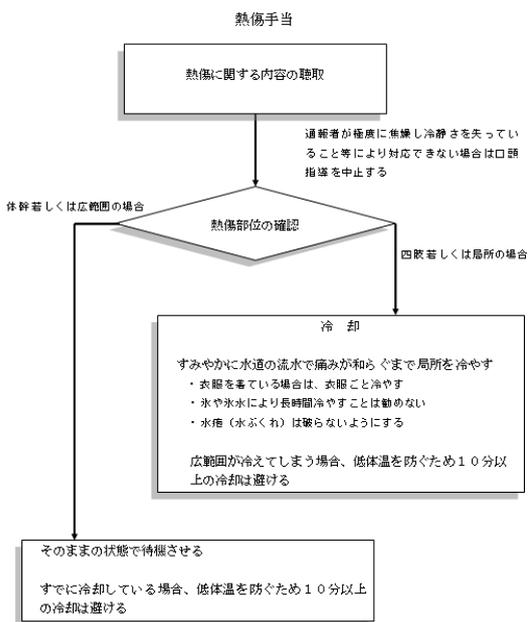
参考 1-5 (略)

参考 1-2



参考 1-3 (略)

参考 1-4



参考 1-5 (略)

